

○農林水産省告示第九百七十九号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の付表第二十九の規定に基づき、平成八年二月五日農林水産省告示第四百二十二号（中華人民共和国産いねわら畳床に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成十一年七月三十日から施行する。

平成十一年七月三十日

農林水産大臣 中川 昭一

一を次のように改める。

一 植物等及び地域

いねわらであつて、中華人民共和国で生産されたものであること。

三の（二）の「病菌害虫」を、「検疫有害動植物」に改める。

四を次のように改める。

四 生産地における消毒

（一）畳床については、乾熱処理施設において、畳床の中心温度を八十度とし、その温度以上で二時間以上消毒すること又は蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、畳床の中心温度を八十六度とし、その温度以上で四分間以上消毒すること。

（二）畳床以外のいねわらについては、蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、いねわらの温度を八十六度とし、その温度以上で四分間以上消毒すること。

六及び七中「いねわら畳床」を「いねわら」に、「害虫」を「検疫有害動物」に改める。

八中「いねわら畳床」を「いねわら又はいねわらを収容したコンテナ」に改める。